0.00827

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号Ｂにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

O_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号Ｂにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

P_{15} ＝ 0.0119

P_{16} ＝ 0.0078

P_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

P_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089